

保護者の皆様へ

福生市子ども家庭部子ども育成課長

## 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

日頃から、福生市の保育所等の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底してくださっている保護者の皆様に、重ねてお礼申し上げます。

令和4年9月13日付け厚生労働省事務連絡により、保育所等における陽性者への今後の対応が示されました。

これらの通知に基づき、市としては次のとおり対応しますので、御理解と御協力をお願いいたします。

### 1 陽性者の療養期間について

#### (1) 園児が有症状患者の場合

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から登園可能です。

子どものマスク着用について、2歳未満ではマスク着用は推奨されておらず、マスク着用を一律に求めないこととしていますが、発症日から10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

#### (2) 園児が無症状患者の場合

陽性が確定した検体採取日から7日間経過した場合、8日目から登園可能です。なお、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定されていません。そのため、無症状患者に対しての5日目の抗原検査で陰性だった場合に6日目から自宅療養が解除されるという運用は、園児には適用されません。

### 2 濃厚接触者の行動制限について

家庭内及びハイリスク施設（高齢者施設など）で感染者が発生した場合の保健所による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は、引き続き実施されますので、保健所の指示に従ってください。

園児が家庭内等の感染による濃厚接触者になった場合、陽性者との最終接触日を0日目とし、5日目までの健康観察、行動制限（6日目に解除）となります。

登園日については必ず事前に保育所等との確認をお願いいたします。

### 3 情報共有の徹底について

園児や保護者等が、新型コロナウイルス感染症に関して、次に当てはまる場合は、直ちに保育所等に連絡して情報共有を図っていただきますようお願いいたします。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 感染が判明した場合</li><li>② 濃厚接触者に特定された場合</li><li>③ PCR検査の対象者となった場合</li></ul> |
|---|

#### 4 その他

- (1) 園児の体調には十分留意し、**園児や同居家族に発熱などの風邪のような症状が出た場合は、登園しないでください。必ず医療機関を受診し、医師の判断に従ってください。**
- (2) 令和3年1月8日以降、臨時休園の場合を除き、保育料の日割減額は実施しないこととしています。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、保護者の皆様向けに、別紙のとおりその時の園児や保護者等の状況によって行っていただく対応を表にまとめました。参考にしていただき、保育所等との情報共有に努めてください。

#### 【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課  
保育係 042-551-1780 (直通)

対象者	状況	対応	園児の登園の目安
園児	発熱や呼吸器症状（発熱等）がある	保育園へ連絡 登園を控える	呼吸器症状がぜん息等、新型コロナウイルス感染症を含む感染性のものではないとあらかじめ医師が判断している場合には、原則として発熱等がなくなって24時間以上経過
	発熱等のため、病院を受診する	保育園へ連絡 登園を控える 医師の指示に従う	PCR検査を受けない場合は、発熱等がなくなって24時間以上経過
	濃厚接触者となった	保健所の指示に従う 保育園へ速やかに連絡 保育園へ登園できない	PCR検査を受けない場合 保育園へ速やかに連絡 医師及び保健所の指示に従う 陽性者との最終接触日を0日目とし、5日目までの健康観察、発熱等なければ6日目に登園可
			PCR検査を受けて陰性の場合 保育園へ速やかに連絡 医師及び保健所の指示に従う 陽性者との最終接触日を0日目とし、5日目までの健康観察、発熱等なければ6日目に登園可
	PCR検査を受ける	保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請	陰性の場合 保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請解除 発熱等がなくなって24時間以上経過
	PCR検査の結果、陽性であった	保育園へ速やかに連絡 保育園へ登園できない 保健所の指示に従う	発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から登園可能
保護者及び同居家族（保護者等）	発熱や呼吸器症状（発熱等）がある	保育園へ連絡 登園を控える	呼吸器症状がぜん息等、新型コロナウイルス感染症を含む感染性のものではないとあらかじめ医師が判断している場合には、原則として保護者等の発熱等がなくなって24時間以上経過
	発熱等のため、	保育園へ連絡	PCR検査を受けない場合は、

病院を受診する	登園を控える 医師の指示に従う	保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
濃厚接触者とな った	保健所の指示に従う 保育園へ速やかに連絡 登園を控える（保護者等 が P C R 検査を受ける 場合は、登園自粛要請）	P C R 検査を受けない場合 保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
		P C R 検査を受けて陰性の場 合 保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請解除 保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
P C R 検査を受 ける	保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請	陰性の場合 保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請解除 保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
P C R 検査の結 果、陽性であっ た	保育園へ速やかに連絡 保育園へ登園できない 保健所の指示に従う	（園児は濃厚接触者）

※上記のほか、保健所の指示があった場合には、保健所の指示に従うものとする。